

関係各位

神奈川県厚木土木事務所

土砂災害防止法に基づく基礎調査（急傾斜地の崩壊）のお知らせ

日頃より本県の砂防関係事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当事務所では、土砂災害防止法に基づく基礎調査（急傾斜地の崩壊）の2巡目調査を行います。

調査においては、身分証明書を携帯した調査員が、斜面の状況や周辺の土地利用状況について、道路上から目視確認の上、写真撮影等の記録を行いますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記の間合せ先にご連絡をお願いいたします。

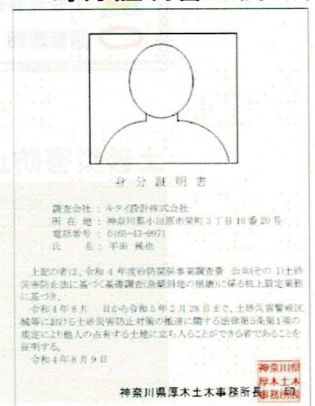
調査期間 令和4年11月上旬から令和5年2月下旬まで

調査箇所 別紙位置図参照（裏面位置図をご参照ください。）

調査会社 キタイ設計株式会社
担当部署 大阪支社技術部
電話番号 072-683-0112
調査責任者 平田

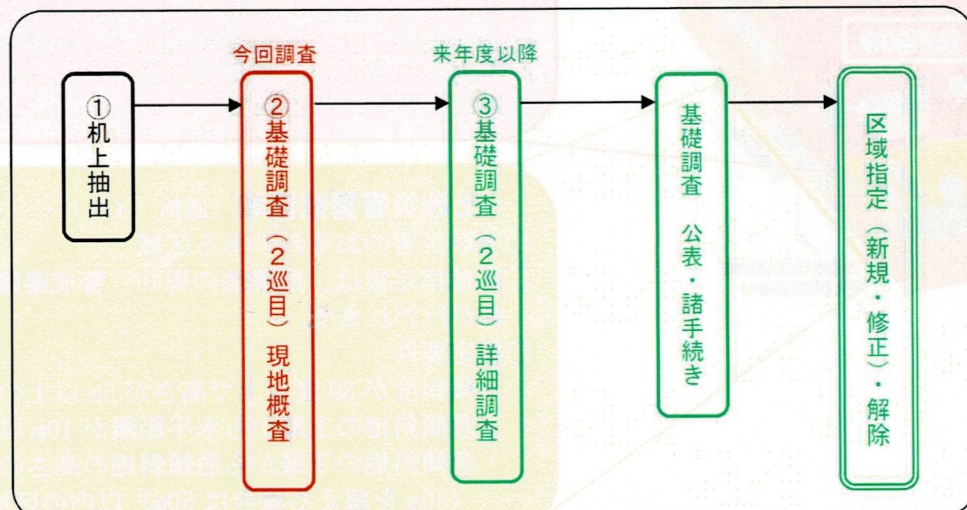
間合せ先 神奈川県厚木土木事務所 河川砂防課 中野・野間口
電話番号 (046)223-1711 内線232

身分証明書の例

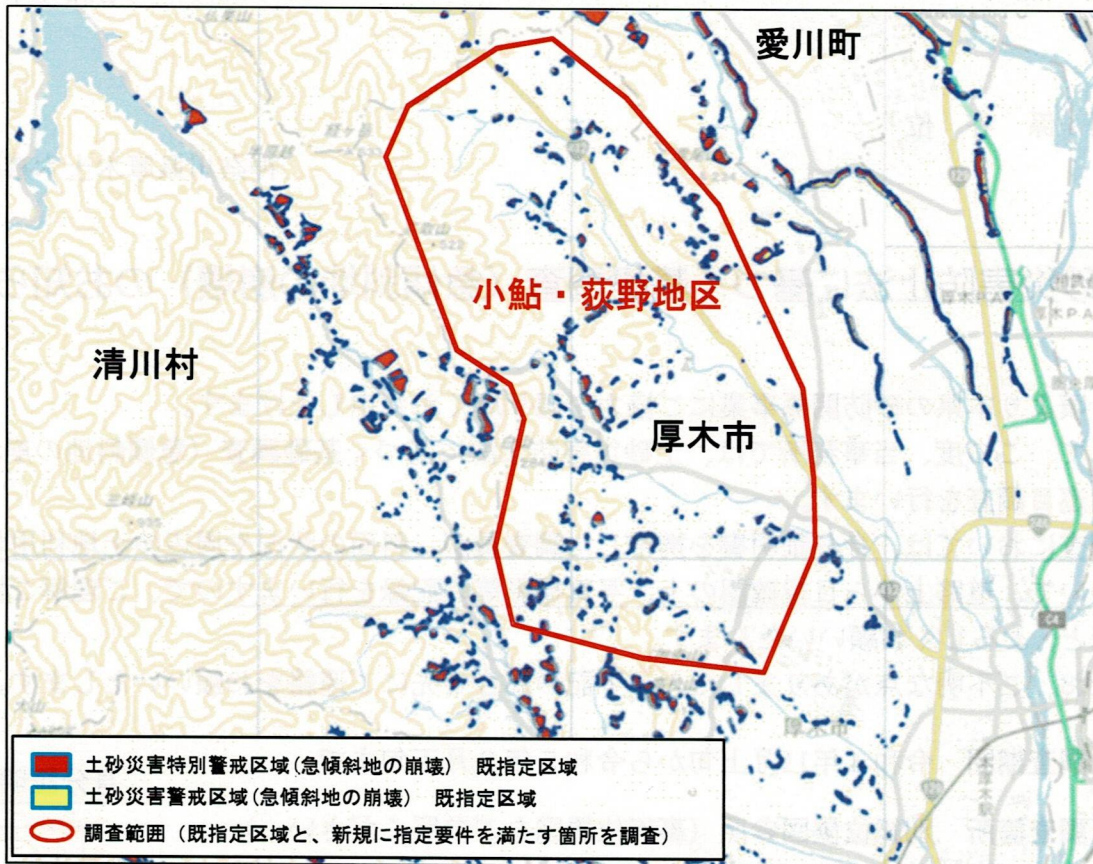


調査の概要

- ① 地形改変などにより新たに土砂災害警戒区域等の指定要件を満たす箇所を、机上で抽出
- ② 机上抽出した箇所と、既指定の土砂災害警戒区域等について、**現地概査**を実施
※現地概査は、道路上から斜面の状況について、目視調査と写真撮影を行います。
- ③ **現地概査**により地形改変等が確認された場合、来年度以降に**詳細調査**を実施



調査範囲

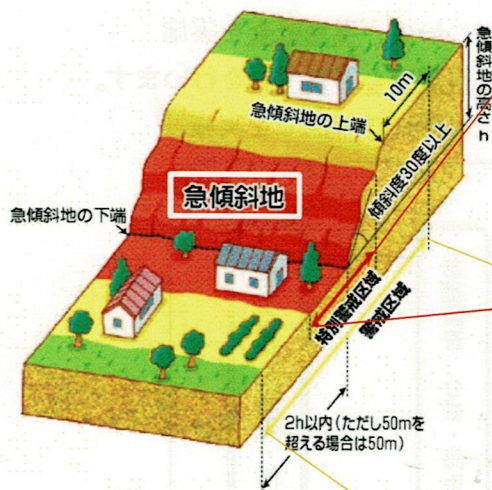


土砂災害防止法とは

(「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」)

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域等とは



土砂災害特別警戒区域 (通称「レッドゾーン」)

- 建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- 区域指定後は、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。
- 指定要件：土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、建築物が耐えることのできる力の大きさを上回る区域

土砂災害警戒区域 (通称「イエローゾーン」)

- 土砂災害のおそれのある区域
- 区域指定後は、危険性の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
- 指定要件：
 - ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域